

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱

平成13年	4月1日	文部科学大臣裁定
(平成14年	3月27日	一部改正)
(平成16年	4月1日	一部改正)
(平成18年	3月9日	一部改正)
(平成18年	7月28日	一部改正)
(平成19年	8月10日	一部改正)
(平成21年	3月30日	一部改正)
(平成21年	6月2日	一部改正)
(平成23年	7月5日	一部改正)
(平成23年1	1月21日	一部改正)
(平成25年	2月27日	一部改正)
(平成26年	3月31日	一部改正)
(平成26年	4月1日	一部改正)
(平成27年	4月1日	一部改正)
(平成28年	3月22日	一部改正)
(平成28年	4月1日	一部改正)
(平成29年	3月24日	一部改正)
(平成30年	1月4日	一部改正)
(平成30年	3月14日	一部改正)
(平成31年	3月29日	一部改正)
(令和2年	5月15日	一部改正)
(令和2年1	2月25日	一部改正)
(令和3年	3月29日	一部改正)
(令和4年1	0月6日	一部改正)
(令和5年	3月28日	一部改正)
(令和6年	3月29日	一部改正)
(令和7年	3月31日	一部改正)
(令和8年	2月27日	一部改正)

（通則）

第1条 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助金は、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人が次に掲げる事業、を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、高等学校等の教育の充実と質的向上を図ることを目的とする。

一 高機能化整備事業

学校法人が設置する高等学校等における教育内容・方法等の改善のために行う校

舎の改造工事及びこれに伴い必要となる教育装置の整備事業

二 防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校等における防災機能の強化（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策）、安全管理対策、屋外防災施設の設置等、特別支援学校老朽改築工事並びに津波移転改築工事のための施設整備事業

三 エコキャンパス推進事業

低炭素社会の実現に向けて、学校法人が設置する高等学校等における環境に配慮した学校施設整備の推進を図るための整備事業

四 施設等災害復旧事業

災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚災害法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害として局地激甚災害指定基準（昭和43年中央防災会議決定）により政令で指定されるもののうち激甚災害法第3条第1項第3号の措置が適用される区域に係る災害をいう。）により甚大な被害を受けた私立の高等学校等の施設及び設備を復旧するための整備事業

2 補助事業の内容、補助対象経費、補助対象限度額は別表のとおりとする。

（補助の対象事業等）

第3条 文部科学大臣は、学校法人に対し、当該学校法人の設置する高等学校等が補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、以下の各号について、学校法人の設置する特定の高等学校等についてのみ該当する場合は、当該高等学校等部分についてのみ交付しないことができる。

一 文部科学省の「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る）」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたもの並びに当該年度にこれらの措置を受けるもの

二 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの

三 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているもの

四 借入金の償還が適正に行われていない等、財政状況が健全でないもの

五 補助を受ける高等学校等の教育条件又は学校法人等の管理・運営が適正を欠くもの

3 前項の規定は、前条第1項第2号及び第4号に掲げる補助事業には適用しない。

（補助事業に要する経費）

第4条 補助事業に要する経費は、補助金の交付を決定する年度中に実施される高等学校等の改造工事及び改造工事と一体的に整備を行う場合の設備の購入に必要な経費とする。

（補助事業の完了）

第5条 補助事業は、補助金の交付決定を受けた月の属する年度中に完了しなければならない。

（申請手続）

第6条 学校法人は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による補助金

交付申請書を、都道府県を経由の上、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 学校法人は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第7条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、都道府県を経由の上、必要な条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 前条第1項の場合において、当該申請が都道府県に到着してから文部科学省に到着するまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（交付決定の通知）

第8条 都道府県知事は、前条により補助金の交付の決定がなされたときは、その決定の内容及びこれに付された条件を学校法人に対して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 学校法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による届出書を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条 補助金の交付を受けた学校法人（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するための契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果を挙げようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

（事業計画変更の承認）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式第2による内容変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別に通知する軽微な変更については、この限りではない。

- 2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その旨を記載した届出書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第3による状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による状況報告書を受領したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、別紙様式第5による国の会計年度終了に伴う実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。なお、この実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

（補助金の額の確定）

- 第16条 都道府県知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

- 3 都道府県知事は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正措置が可能であると認められるときは、当該補助事業者には補助事業の是正措置を命ずるものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の是正措置を講じた場合には、その内容を都道府県知事に報告するものとする。
- 5 都道府県知事は、補助事業者には交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 6 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別紙様式第6による消費税等仕入控除税額確定報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前条第6項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

(補助金の支払)

- 第18条 補助金の支払は、原則として第16条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは別紙様式7による補助金支払請求書を都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第19条 文部科学大臣は、第12条の補助事業の中止若しくは廃止の承認をした場合又は次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により第7条の交付の決定の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利

10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第6項の規定を準用する。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第21条 取得財産のうち令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分申請書を提出しあらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第23条 この要綱で規定する文部科学大臣に対して行う申請又は報告は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(電磁的方法による提出)

第24条 申請者あるいは補助事業者は、法、令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第25条 文部科学大臣等は、法、令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣等は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附 則（平成 1 8 年 7 月 2 8 日）

この要綱中、高等学校には、構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号）第 2 0 条第 1 項に規定する公私協力学校を含まないものとする。

附 則（平成 2 5 年 2 月 2 7 日）

第 1 条 別表を次のとおり読み替えるものとする。

別 表

	補助企業の内訳	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に関連した 教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、 図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化 整備 4. カウンセリング機能の強 化のための保健室や余裕教 室等の整備	工事費、実施設計費及び教育 設備（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業の対象 設備を除く。）の購入に要す る経費の合計額とする。	1 学校あたり 1,000 万円以 上 2 億円以下（ただしカウ ンセリング機能の強化のため の保健室や余裕教室等の 整備については、下限を 400 万円。私立高等学校等 I T 設備整備推進事業に伴 う施設整備に係るものにつ いては、下限を 300 万円。 教室の情報化に関連した校 内 L A N の整備について は、下限を 250 万円、この うち私立高等学校等 I T 設 備整 備推進事業に伴う施 設整備に 係るものについ ては、下限を 150 万円。校 舎等のバリアフリー化整備 については、下限を 150 万 円）とする	1 / 3 以内
	5. 地上デジタル放送視聴の ために必要な設置工事を伴 うアンテナ設備等の整備		1 学校あたり 2 億円以下と する。	1 / 2 以内
	6. 東日本大震災における原子 力発電所の事故に伴う校 庭の空間線量率の増加に対 応するために行う、学校施 設における冷暖房設備の設 置（工事を伴う新設・更 新）	工事費、実施設計費及び空調 設備の設置に要する経費の合 計額とする。	1 学校あたり 2 億円以下と する。	1 / 3 以内
2 防 災 機 能 強 化 施 設 整 備 事 業	1. 耐震補強工事、非構造部 材の耐震対策工事及び付帯 工事 2. 安全管理対策（防犯対策 及びアスベスト対策）のため の施設工事	工事費、実施設計費、耐震 診断費・耐震点検に要する経 費及び安全対策設備の購入に 要する経費の合計額とする。	耐震補強工事については、 1 学校あたり 400 万円以上 とし、上限はないものとする。 安全管理対策（防犯対策） については、1 学校あたり 200 万円以上 2 億円以下と する。 非構造部材の耐震対策工事 については、1 学校あたり 2 億円以下とする。 安全管理対策（アスベスト 対策）については、上限・ 下限はないものとする。	地震による 倒壊の危険 性が高い施 設の耐震補 強工事及び 付帯工事 1 / 2 以内 上記以外 1 / 3 以内
	3. 防災機能強化のための屋 外防災施設の設置等	防災機能強化のための屋外防 災施設等の整備に要する経費	1 学校あたり、2 億円以下 （避難所指定を受けている	

			学校が行う自家発電設備の単体整備 については、1 学校あたり 200 万円以上 500 万円以下) とする。	
	4. 耐震改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費及び耐震診断に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
	5. 津波移転改築工事（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）第 2 条第 2 項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。）に要する工事）	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
	6. 私立特別支援学校の老朽改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
3 エコ キャン パス 推進 事業	1. 温室効果ガス排出抑制のための建物改造及び太陽光発電導入等工事 2. 温室効果ガス吸収のための緑化推進（建物緑化、グの緑化推進（建物緑化、グ及び内装木質化改造等工事	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 500 万円以上 2 億円以下とする。（ただし、緑化推進については、別枠とし、建物緑化、屋外緑化については、それぞれ 500 万円以上 1,000 万円以下とする。また、グラウンド芝生化については、2,000 万円以上 9,000 万円以下とし原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものとする。）	1 / 3 以内
4 施設 災害 復旧 事業	災害により被災した施設・設備の復旧整備	工事費設備費に要する経費の合計額	災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項の規定により確認された私立幼稚園（この区分において「特定私立幼稚園」という。）及び私立の幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分にあっては 30 万円以上、特定私立幼稚園以外の私立幼稚園にあっては 60 万円以上、特別支援学校にあっては 90 万円以上、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程にあっては 150 万円以上、高等学校及び中等教育	2 / 5 以内

			学校の後期課程にあっては 210 万円以上であること。	
備考 高等学校及び中等教育学校の後期課程に係るこの表の適用については、「1 高機能化整備事業」のうち「教育の情報化に関連した教室等の改造工事」及び「特別教室及び多目的室、図書室の整備」にあっては普通科における事業に限り、「2 防災機能強化施設整備事業」にあっては「津波移転改築工事」以外の事業に限るものとする。				

第2条 前条は、次項に定めるものを除き、平成24年度補正予算（第1号）及び平成25年度の予算に係る国庫補助金のうち平成25年度末までに交付を決定するものについて適用する。

2 前条の別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事の補助対象限度額については、平成25年2月1日以降に交付を決定する平成24年度当初予算に係る国庫補助金の交付及び地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間までの予算に係る国庫補助金の交付について適用する。

附 則（平成26年3月31日）

第1条 別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事に係る補助対象限度額を除き、附則（平成25年2月27日）第1条のとおり読み替えるものとする。

第2条 前条は、平成26年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（平成26年4月1日）

第1条 第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る第3条の規定の適用については、平成28年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附 則（平成27年4月1日）

第1条 別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事に係る補助対象限度額を除き、附則（平成25年2月27日）第1条のとおり読み替えるものとする。

第2条 前条は、平成27年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（平成28年3月22日）

第1条 この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成27年10月7日から適用する。

第2条 要綱第2条第1項第4号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（平成23年文科高第416号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（平成23年高私助第21号）、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成23年文科高第324号）及び私立

学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成２３年文科高第５９４号）の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第８調査事務取扱１（１）及び（２）並びに４については準用しないものとする。

第３条 要綱第２条第１項第４号に規定する事業に係る第３条第１項の規定の適用については、平成２７年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

附 則（平成２８年４月１日）

第１条 別表のうち、防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事に係る補助対象限度額を除き、附則（平成２５年２月２７日）第１条のとおり読み替えるものとする。

第２条 前条は、平成２８年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（平成２９年３月２４日）

第１条 この要綱の規定は、平成２９年４月１日以降に交付を決定するものから適用し、平成２８年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第２条 第２条第１項第２号に規定する防災機能強化施設整備事業（以下、この附則において「防災機能強化施設整備事業」という。）のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る第３条の規定の適用については、平成３０年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第３条 防災機能強化施設整備事業のうち平成２９年度末までに交付を決定するものについては、別表の補助対象限度額の項中「とし、私立高等学校等ＩＴ設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を３００万円」とあるのは「、私立高等学校等ＩＴ設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を３００万円、校舎等のバリアフリー化整備については下限を１５０万円」と、「耐震補強工事及び安全管理対策（防犯対策）については、１学校あたり４００万円以上」とあるのは「耐震補強工事については、１学校あたり４００万円以上とし、上限はないものとする。安全管理対策（防犯対策）については、１学校あたり２００万円以上」と読み替えるものとする。

第４条 防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事のうち、平成３０年度以降に交付を決定するものであって、地震防災対策特別措置法第４条の規定が効力を有する期間までの予算に係るものについては、別表の補助対象限度額の項中「耐震補強工事及び」とあるのは「耐震補強工事については、１学校あたり４００万円以上とし、上限はないものとする。」と読み替えるものとする。

第５条 附則（平成２５年２月２７日）第２条第２項の規定は、平成２９年度以降に交付を決定する補助事業には適用しない。

附 則（平成３０年１月４日）

第１条 この要綱の規定は、平成３０年１月４日から施行し、平成２９年８月１０日から

適用とする。

第2条 要綱第2条第1項第4号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（平成23年文科高第416号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（平成23年高私助第21号）、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成23年文科高第324号）及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成23年文科高第594号）の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1（1）及び4については準用しないものとし、同調査要領第8調査事務取扱1（2）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる書面の提出をもって代えることができる」と読み替える。

附 則（平成30年3月14日）

第1条 この要綱の規定は、平成30年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、平成29年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業（以下、この附則において「防災機能強化施設整備事業」という。）のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る要綱第3条の規定の適用については、平成30年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第3条 平成30年度末までに交付を決定するものについては、別表の補助対象限度額の項中「とし、私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円」とあるのは「、私立高等学校等IT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円、校舎等のバリアフリー化整備については下限を150万円」と、「安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり400万円以上」とあるのは「安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり200万円以上」と読み替えるものとする。

第4条 防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事のうち、平成30年度以降に交付を決定するものであって、地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間までの予算に係るものについては、別表の補助対象限度額の項中「耐震補強工事及び」とあるのは「耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。」と読み替えるものとする。

附 則（平成31年3月29日）

第1条 この要綱の規定は、平成31年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、

平成30年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業（以下、この附則において「防災機能強化施設整備事業」という。）のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る要綱第3条の規定の適用については、平成32年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第3条 平成31年度末までに交付を決定するものについては、別表の補助対象限度額の項中「とし、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円」とあるのは「、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円、校舎等のバリアフリー化整備については下限を150万円」と読み替えるものとする。

第4条 防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事のうち、平成31年度以降に交付を決定するものであって、地震防災対策特別措置法第4条

の規定が効力を有する期間までの予算に係るものについては、別表の補助対象限度額の項中「耐震補強工事及び」とあるのは「耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年5月15日）

第1条 第2条第1項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第2条 別表の4施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

5 施設 環境 改善 整備 事業	1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備 2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1学校あたり200万円以上2億円以下とする。	1／3以内
---------------------------------	--	-------------------------	------------------------	-------

第3条 別紙様式第1の別紙1の事業区分を次のように改める。

事業区分	施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇）・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業
------	--

第4条 別紙様式第2の1を次のように改める。

- 1 事業区分には、施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、衛生環境改善整備事業のいずれかを記載すること。

第5条 前4条は、令和2年度の予算に係る国庫補助金のうち令和2年度末までに交

付を決定するものについて適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 9 日）

第 1 条 この要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以降に交付を決定するものから適用し、令和 2 年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第 2 条 要綱第 2 条第 1 項第二号に規定する防災機能強化施設整備事業のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る要綱第 3 条の規定の適用については、令和 4 年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第 3 条 要綱第 2 条第 1 項第四号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 5 0 号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 3 7 年政令第 4 0 3 号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（平成 2 3 年文科高第 4 1 6 号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（平成 2 3 年高私助第 2 1 号）、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成 2 3 年文科高第 3 2 4 号）及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成 2 3 年文科高第 5 9 4 号）の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第 8 調査事務取扱 1（1）及び 4 については準用しないものとし、同調査要領第 8 調査事務取扱 1（2）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる届出書の提出をもって代えることができる」と読み替える。

第 4 条 要綱第 2 条第 1 項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第 5 条 別表の 4 施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

5 施設 環境 改善 整備 事業	1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備 2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 200 万円以上 2 億円以下とする。	1 / 3 以内
---------------------------------	--	-------------------------	-----------------------------	----------

第 6 条 別紙様式第 1 の別紙 1 の事業区分を次のように改める。

事業区分	施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇）・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業
------	--

第 7 条 別紙様式第 2 の 1 を次のように改める。

- 1 事業区分には、施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、衛生環境改善整備事業のいずれかを記載すること。

第8条 前4条は、令和3年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（令和4年10月6日）

第1条 この要綱の規定は、令和4年10月6日以降に交付を決定するものから適用し、令和3年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第3条 別表の1高機能化整備事業の1から4を次のように改める。

	補助事業の内訳	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1学校あたり1,000万円以上2億円以下（ただし教室の情報化に関連した構内LANの整備については250万円以上3,000万円以下。カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については下限を400万円とし、校舎等のバリアフリー化整備については下限を300万円とする。なお、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円）とする。	1／3以内

第4条 別表の4施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

5 施 設 環 境 改 善 整 備 事 業	1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備 2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1学校あたり200万円以上2億円以下とする。	1／3以内
---	--	-------------------------	------------------------	-------

第5条 別紙様式第1の別紙1の事業区分を次のように改める。

事業区分	施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業
------	--

第6条 別紙様式第2の1を次のように改める。

- 1 事業区分には、施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、施設環境改善整備事業のいずれかを記載すること。

第7条 前5条は、令和4年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（令和5年3月28日）

第1条 この要綱の規定は、令和5年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、令和4年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第二号を次のように改める。

二 防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校等における防災機能の強化（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策）、安全管理対策、屋外防災施設の設置等、特別支援学校老朽改築工事、津波移転改築工事及び耐震改築工事のための施設整備事業

第3条 要綱第2条第1項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第4条 別表の1高機能化整備事業の1から4を次のように改める。

	補助事業の内訳	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高機能化整備事業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり1,000万円以上2億円以下（ただし教室の情報化に関連した構内LANの整備については250万円以上3,000万円以下。カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については下限を400万円とし、校舎等のバリアフリー化整備については下限を300万円とする。なお、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円）とする。	1／3以内

第5条 別表の2防災機能強化施設整備事業の1を次のように改める。

2 防災機能強化施設整備	1. 耐震補強工事、耐震診断、非構造部材の耐震対策工事及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断費・耐震点検に要する経費の合計額とする。ただし、耐震診断については耐震診断費に要する経費のみとする。	耐震補強工事については1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。ただし、耐震診断については上限・下限はないものとする。非構造部材の耐震対策工事については、1学校あ	地震による倒壊の危険性が高い施設の耐震補強工事及び付帯工事 1／2以内 上記以外
-----------------	-----------------------------------	--	---	--

事業			たり 2 億円以下とする。	1 / 3 以内
----	--	--	---------------	----------

第 6 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 2 を次のように改める。

2 防災機能強化施設整備事業	2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事	工事費、実施設計費、安全管理対策設備の購入に要する経費の合計額とする。	安全管理対策（防犯対策）については、1 学校あたり 100 万円以上 2 億円以下とする。 安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	安全管理対策（防犯対策） 1 / 2 以内 安全管理対策（アスベスト対策） 1 / 3 以内
----------------	----------------------------------	-------------------------------------	--	---

第 7 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 5 の次に次の項目を追加する。

2 防災機能強化施設整備事業	6. 耐震改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
----------------	-----------------	------------------------------	----------------	----------

第 8 条 別表の 4 施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

5 施設環境改善整備事業	1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備 2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 200 万円以上 2 億円以下とする。	1 / 3 以内
--------------	--	-------------------------	-----------------------------	----------

第 9 条 別紙様式第 1 の別紙 1 の事業区分を次のように改める。

事業区分	施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業
------	--

第 10 条 別紙様式第 2 の 1 を次のように改める。

- 1 事業区分には、施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、衛生環境改善整備事業のいずれかを記載すること。

第 11 条 前 9 条は、令和 5 年度末までに交付を決定するものについて適用する。ただし、第 2 条、第 7 条については、令和 6 年度末までに交付を決定するものについて適用し、第 6 条については、令和 7 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日）

第 1 条 この要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に交付を決定するものから適用し、令和 5 年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第 2 条 要綱第 2 条第 1 項第二号を次のように改める。

二 防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校等における防災機能の強化（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策）、安全管理対策、屋外防災施設の設置等、特別支援学校老朽改築工事、津波移転改築工事及び耐震改築工事のための施設整備事業

第 3 条 要綱第 2 条第 1 項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第 4 条 別表の 1 高機能化整備事業の 1 から 4 を次のように改める。

	補助事業の内訳	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 1、000 万円以上 2 億円以下（ただし教室の情報化に関連した構内 L A N の整備については 250 万円以上 3、000 万円以下。カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については下限を 400 万円とし、校舎等のバリアフリー化整備については下限を 300 万円とする。なお、私立高等学校等 I C T 設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を 300 万円）とする。	1 / 3 以内

第 5 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 1 を次のように改める。

2 防 災 機 能 強 化 施 設 整 備 事 業	1. 耐震補強工事、耐震診断、非構造部材の耐震対策工事及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断費・耐震点検に要する経費の合計額とする。 ただし、耐震診断については耐震診断費に要する経費のみとする。	耐震補強工事については 1 学校あたり 400 万円以上とし、上限はないものとする。 ただし、耐震診断については上限・下限はないものとする。 非構造部材の耐震対策工事については、1 学校あたり 2 億円以下とする。	地震による倒壊の危険性が高い施設の耐震補強工事及び付帯工事 1 / 2 以内 上記以外 1 / 3 以内
---	-----------------------------------	--	---	---

第 6 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 2 を次のように改める。

2 防	2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のた	工事費、実施設計費、安全対策設備の購入に要する経費の	安全管理対策（防犯対策）については、1 学校	安全管理対策（防犯対
--------	----------------------------	----------------------------	------------------------	------------

災機能強化施設整備事業	めの施設工事	合計額とする。	あたり 100 万円以上 2 億円以下とする。 安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	策） 1 / 2 以内 安全管理対策（アスベスト対策） 1 / 3 以内
-------------	--------	---------	--	---

第 7 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 5 の次に次の項目を追加する。

2 防災機能強化施設整備事業	6. 耐震改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
----------------	-----------------	------------------------------	----------------	----------

第 8 条 別表の 4 施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

5 施設環境改善整備事業	1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備 2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 200 万円以上 2 億円以下とする。	1 / 3 以内
--------------	--	-------------------------	-----------------------------	----------

第 9 条 別紙様式第 1 の別紙 1 の事業区分を次のように改める。

事業区分	施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業
------	--

第 10 条 別紙様式第 2 の 1 を次のように改める。

- 1 事業区分には、施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、施設環境改善整備事業のいずれかを記載すること。

第 11 条 前 9 条は、令和 6 年度末までに交付を決定するものについて適用する。ただし第 5 条のうち耐震診断及び第 6 条のうち安全管理対策（防犯対策）については、令和 7 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日）

第 1 条 この要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に交付を決定するものから適用し、令

和 6 年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第 2 条 要綱第 2 条第 1 項第二号を次のように改める。

二 防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校等における防災機能の強化（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策）、安全管理対策、屋外防災施設の設置等、特別支援学校老朽改築工事、津波移転改築工事及び耐震改築工事のための施設整備事業

第 3 条 要綱第 2 条第 1 項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第 4 条 別表の 1 高機能化整備事業の 1 から 4 を次のように改める。

	補助事業の内訳	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 1、000 万円以上 2 億円以下（ただし教室の情報化に関連した構内 L A N の整備については 250 万円以上 3、000 万円以下。カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については下限を 400 万円とし、校舎等のバリアフリー化整備については下限を 300 万円とする。なお、私立高等学校等 I C T 設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を 300 万円）とする。	1 / 3 以内

第 5 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 1 を次のように改める。

2 防 災 機 能 強 化 施 設 整 備 事 業	1. 耐震補強工事、耐震診断、非構造部材の耐震対策工事、非構造部材の耐震点検及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断費・耐震点検に要する経費の合計額とする。 ただし、耐震診断及び非構造部材の耐震点検については耐震診断費に要する経費のみとする。	耐震補強工事については 1 学校あたり 400 万円以上とし、上限はないものとする。 ただし、耐震診断及び非構造部材の耐震点検については上限・下限はないものとする。 非構造部材の耐震対策工事については、1 学校あたり 2 億円以下とする。	地震による倒壊の危険性が高い施設の耐震補強工事及び付帯工事 1 / 2 以内 上記以外 1 / 3 以内
---	--	--	---	---

第 6 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 2 を次のように改める。

2 防 災 機 能	2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事	工事費、実施設計費、安全管理設備の購入に要する経費の合計額とする。	安全管理対策（防犯対策）については、1 学校あたり 100 万円以上 2 億円以下とする。	安全管理対策（防犯対策） 1 / 2 以内
-----------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---	--------------------------

強化施設整備事業			安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	安全管理対策（アスベスト対策） 1 / 3 以内
----------	--	--	-------------------------------------	-----------------------------

第 7 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 5 の次に次の項目を追加する。

2 防災機能強化施設整備事業	6. 耐震改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
----------------	-----------------	------------------------------	----------------	----------

第 8 条 別表の 4 施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

5 施設環境改善整備事業	1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備 2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 200 万円以上 2 億円以下とする。	1 / 3 以内
--------------	--	-------------------------	-----------------------------	----------

第 9 条 別紙様式第 1 の別紙 1 の事業区分を次のように改める。

事業区分	高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業・施設環境改善整備事業
------	--

第 10 条 別紙様式第 2 の 1 を次のように改める。

- 1 事業区分には、高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、施設環境改善整備事業のいずれかを記載すること。

第 11 条 前 9 条は、令和 7 年度末までに交付を決定するものについて適用する。ただし第 2 条及び第 7 条については、令和 8 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則（令和 8 年 2 月 27 日）

第 1 条 この要綱の規定は、令和 8 年 3 月 2 日以降に交付を決定するものから適用し、適用日前までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第二号を次のように改める。

二 防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校等における防災機能の強化（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策等）、安全管理対策、屋外防災施設の設置等、特別支援学校老朽改築工事、津波移転改築工事及び耐震改築工事のための施設整備事業

第3条 要綱第2条第1項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第4条 別表の1高機能化整備事業の1から4を次のように改める。

	補助事業の内訳	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高 機 能 化 整 備 事 業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1学校あたり1、000万円以上2億円以下（ただし教室の情報化に関連した構内LANの整備については250万円以上3、000万円以下。カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については下限を400万円とし、校舎等のバリアフリー化整備については下限を300万円とする。なお、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては下限を300万円）とする。	1／3以内

第5条 別表の2防災機能強化施設整備事業の1を次のように改める。

2 防 災 機 能 強 化 施 設 整 備 事 業	1. 耐震補強工事、耐震診断、非構造部材の耐震対策工事、非構造部材の耐震点検及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断費・耐震点検に要する経費の合計額とする。 ただし、耐震診断及び非構造部材の耐震点検については耐震診断費に要する経費のみとする。	耐震補強工事については1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。 ただし、耐震診断及び非構造部材の耐震点検については上限・下限はないものとする。 非構造部材の耐震対策工事については、1学校あたり2億円以下とする。	地震による倒壊の危険性が高い施設の耐震補強工事及び付帯工事 1／2以内 上記以外 1／3以内
---	--	--	--	---

第6条 別表の2防災機能強化施設整備事業の2を次のように改める。

2 防 災 機 能 強 化 施 設 整	2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事	工事費、実施設計費、安全対策設備の購入に要する経費の合計額とする。	安全管理対策（防犯対策）については、1学校あたり100万円以上2億円以下とする。 安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	安全管理対策（防犯対策） 1／2以内 安全管理対策（アスベスト対策）
--	----------------------------------	-----------------------------------	---	--

備 事 業				1 / 3 以内
-------------	--	--	--	----------

第 7 条 別表の 2 防災機能強化施設整備事業の 5 の次に次の項目を追加する。

2 防 災 機 能 強 化 施 設 整 備 事 業	6. 耐震改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
---	-----------------	------------------------------	----------------	----------

第 8 条 別表の 4 施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

5 施 設 環 境 改 善 整 備 事 業	1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備 2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 200 万円以上 2 億円以下とする。	1 / 3 以内
---	--	-------------------------	-----------------------------	----------

第 9 条 別紙様式第 2 の 1 を次のように改める。

- 1 事業区分には、高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、施設環境改善整備事業のいずれかを記載すること。

第 10 条 前 8 条は、令和 8 年度末までに交付を決定するものについて適用する。ただし第 2 条、第 3 条及び第 5 条から第 9 条については、令和 10 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

別 表

	補助事業の内訳	補助対象経費	補助対象限度額	補助
1 高機能化整備事業	1. 教育の情報化に関連した教室等の改修工事 2. 特別教室及び多目的室、図書室の整備 3. 校舎等のバリアフリー化整備 4. カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	工事費、実施設計費及び教育設備（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）の購入に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 1,000 万円以上 2 億円以下（ただしカウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については下限を 400 万円とし、校舎等のバリアフリー化整備については下限を 300 万円とする。なお、私立高等学校等 I C T 設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては、下限を 300 万円）とする。	1 / 3 以内
2 防災機能強化施設整備事業	1. 耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事及び付帯工事	工事費、実施設計費、耐震診断費・耐震点検に要する経費の合計額とする。	耐震補強工事及び安全管理対策（防犯対策）については、1 学校あたり 400 万円以上 2 億円以下とする。 非構造部材の耐震対策工事については、1 学校あたり 2 億円以下とする。	地震による倒壊の危険性が高い施設の耐震補強工事及び付帯工事 1 / 2 以内 上記以外 1 / 3 以内
	2. 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事	工事費、実施設計費、安全管理対策設備の購入に要する経費の合計額とする。	安全管理対策（防犯対策）については、1 学校あたり 400 万円以上 2 億円以下とする。 安全管理対策（アスベスト対策）については、上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
	3. 防災機能強化のための屋外防災施設の設置等	防災機能強化のための屋外防災施設等の整備に要する経費	1 学校あたり、2 億円以下（避難所指定を受けている学校が行う自家発電設備の単体整備については、1 学校あたり 200 万円以上 500 万円以下）とする。	1 / 3 以内
	4. 特別支援学校老朽改築工事及び付帯工事	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内
	5. 津波移転改築工事（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）第 2 条第 2 項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	上限・下限はないものとする。	1 / 3 以内

	災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。）に要する工事）			
3 エコ キャン パス 推進 事業	1. 温室効果ガス排出抑制のための建物改造及び太陽光発電導入等工事 2. 温室効果ガス吸収のための緑化推進（建物緑化、グの緑化推進（建物緑化、グ及び内装木質化改造等工事	工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。	1 学校あたり 500 万円以上 2 億円以下とする。（ただし、緑化推進については、別枠とし、建物緑化、屋外緑化については、それぞれ 500 万円以上 1,000 万円以下とする。また、グラウンド芝生化については、2,000 万円以上 9,000 万円以下とし原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものとする。）	1 / 3 以内
4 施設 等 災害 復旧 事業	災害により被災した施設・設備の復旧整備	工事費設備費に要する経費の合計額	災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、特別支援学校にあっては 90 万円以上、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程にあっては 150 万円以上、高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては 210 万円以上であること。	2 / 5 以内
備考 高等学校及び中等教育学校の後期課程に係るこの表の適用については、「1 高機能化整備事業」のうち「教育の情報化に関連した教室等の改造工事」及び「特別教室及び多目的室、図書室の整備」にあっては普通科における事業に限り、「2 防災機能強化施設整備事業」にあっては「津波移転改築工事」以外の事業に限るものとする。				

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設
整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付申請書

令和 年度において、別紙事業計画のとおり整備を実施したいので、下記の
とおり私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立
高等学校等施設高機能化整備費））を交付くださるよう関係書類を添えて申請し
ます。

記

補 助 事 業 に 要 す る 経 費	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補 助 対 象 経 費	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補 助 金 交 付 申 請 額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（関係書類）

（１）事業明細書（別紙１）

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

事業明細書

学 校 法 人 名		学 校 名	
学 科 ・ 課 程		管 理 責 任 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
事 業 区 分			
事 業 名			
改 修 施 設 の 名 称			
建 築 年 月 日		構 造	
工 事 契 約 予 定 日		工 事 完 成 予 定 日	
区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 外 経 費	合 計
調 査 経 費	① 円	② 円	③ 0 円
実 施 設 計 費	④ 円	⑤ 円	⑥ 0 円
工 事 費	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 0 円
安全対策設備購入費 又は 教育設備購入費	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 0 円
事 業 経 費	⑬ 0 円	⑭ 0 円	⑮ 0 円
補 助 希 望 額	⑯ 円	学 校 法 人 負 担 額	⑰ 0 円
改 修 施 設 の 現 在 の 利 用 状 況			

※事業ごとに別葉で作成すること。

※該当の無い欄は、記入不要。

※調査経費は、「耐震診断経費」，「耐震点検経費」，「調査分析経費」をいう。

事業明細書

学 校 法 人 名			学 校 名		
学 科 ・ 課 程			管 理 責 任 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名		
事 業 区 分		防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事）			
事 業 名					
改 築 施 設 の 名 称	既 存 建 物	(m ²)			
	新 棟	(m ²)			
既 存 建 物 の 建 築 年 月 日			構 造	既存建物	SRC/RC/S/W
				新 棟	
工 事 契 約 予 定 日			工 事 完 成 予 定 日		
区 分		補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 外 経 費		合 計
耐 震 診 断 費		① 円	② 円		③ 0 円
実 施 設 計 費		④ 円	⑤ 円		⑥ 0 円
工 事 費		⑦ 円	⑧ 円		⑨ 0 円
事 業 経 費		⑩ 0 円	⑪ 0 円		⑫ 0 円
補 助 希 望 額		⑬ 円	学 校 法 人 負 担 額		⑭ 0 円
改 修 施 設 の 現 在 の 利 用 状 況					

※事業ごとに別葉で作成すること。
※該当の無い欄は、記入不要。

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等
施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に係る交付決定
の内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和 年度私立学校施設
整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高
機能化整備費））に係る補助事業の内容を、下記理由により変更したいので、承
認くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

（事業区分）
（変更理由）

- 1 事業区分には、高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコ
キャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、施設環境改善整備事業のいずれかを記載
すること。
- 2 補助金交付申請書添付書類のうち、内容が変更となる場合のみ、当該書類について
変更部分を明示して提出すること。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等
施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に係る補助事業
の状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和 年度私立学校施設
整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高
機能化整備費））に係る補助事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

事 業 経 費	円（A）
進 行 率	%
支 払 済 額	円（B）
支 払 率 （ B ／ A ）	%

（添付書類）

補助事業状況報告書（様式3別紙）

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

(様式3別紙)

補助事業報告書

学校法人名		学校名	
法人所在地		学校所在地	

1. 改造工事費

(令和〇年〇月〇日現在)

対 象 建 物				補 助 対 象 経 費					交 決 定 額	既 部 分 額 C (A×B)	未 部 分 額 A-C	工期				支払状況	
建 年 月 日	構 造	改修場所	工事費	実 設 計 費	調 査 経 費	計 A	進 行 率 B	着工年月日				完了年月日					
								当 初				現 在	当 初	現 在	年 月 日	金 額	
			円	円	円	円	%	円	円	円						円	
									0	0							
									0	0							
									0	0							
									0	0							
									0	0							
合 計			0.00	0	0	0	0	0	0	0						0	

2. 教育設備購入費又は安全対策設備購入費

対 象 建 物				装置名	型式・仕様等	補助対象経費			既 部 分 額 F (D×E)	未 部 分 額 G (D-F)	納期		支払状況	
建 年 月 日	築 日	構造	設置場所			数量	金額	進行率			当初	現在		
							D	E					年月日	金額
						円	%	円	円				円	
								0	0					
								0	0					
								0	0					
								0	0					
								0	0					
合 計						0		0	0				0	

- (注)
- 1 学校種ごとに別様で作成すること。
 - 2 「構造」欄は、鉄筋コンクリート造にあってはR、木造にあってはW、鉄骨その他造にあってはSの別を記入すること。
 - 3 「補助対象経費」欄は、要綱により補助対象外となる面積又は経費については、記入しないこと。
 - 4 「補助事業変更内容」欄は、交付申請書に記載のものと異なっているものについて、その点を簡潔に記入すること。
なお、その変更について、文部科学大臣の承認を受けている場合は承認年月日及び承認文書番号を記入すること。
 - 5 「進行率」欄は、申請年度末現在の進行率を記入すること。これ以前に工事時が完了している場合は 100%と記入すること。
 - 6 単位未満の単数は切り捨てること。
 - 7 調査経費は、「耐震診断経費」、「耐震点検経費」、「調査分析経費」をいう。
 - 8 該当経費のない欄は記入不要。

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

知 事 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等
施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に係る補助事業について、別紙のとおり実績報告書を提出します。

（添付書類）

- （１） 補助事業報告書（様式４別紙１）
- （２） 工事費（工事費・実施設計費及び耐震診断経費又は調査分析経費）、教育設備購入費又は安全対策設備購入費に係る支払状況（様式４別紙２）
- （３） 工事費及び教育設備購入費又は安全対策設備購入費に係る契約書等の写し

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

(様式4別紙1)

補助事業報告書

学校法人名		学校名	
法人所在地		学校所在地	

1. 改造工事費

対 象 建 物				事 業 経 費					補 助 対 象 経 費					備考 内容変更等	
建 年 月 日	構造	改修場所	工 事 費			実 設 計	施 費	計	工 事 費			実 設 計	施 費		計
			延面積	平均単価	計				延面積	平均単価	計				
			m ²	円	円				m ²	円	円	円	円		
合 計			0.00	0	0	0	0		0.00	0	0	0	0		

2. 教育設備購入費又は安全対策設備購入費

対象建物			装置名	型式・仕様等	単価	事業経費		補助対象経費		備考 内容変更等
建築 年月日	構造	改修場所				数量	金額	数量	金額	
					円		円		円	
合 計						0		0		

3. 合計

事業経費						補助対象経費					交 決 定 付 額	既 部 分 済 額 D=A×B	繰 上 り 額 A-D	越 額
工事費	実 設 計 費	教育設備 購入費又は安全対 策設備購入費	調査経費	計 A	進行率 B	工事費	実 設 計 費	教育設備 購入費又は安全対 策設備購入費	調査経費	計 C				
円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				0						0		0		0
				0						0		0		0
				0						0		0		0
				0						0		0		0
				0						0		0		0
0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0

(注)

- 1 学校種ごとに別様で作成すること。
- 2 「構造」欄は、鉄筋コンクリート造にあってはR、木造にあってはW、鉄骨その他造にあってはSの別を記入すること。
- 3 「補助対象経費」欄は、要綱により補助対象外となる面積又は経費については、記入しないこと。
- 4 「補助事業変更内容」欄は、交付申請書に記載のものと異なっているものについて、その点を簡潔に記入すること。
なお、その変更について、文部科学大臣の承認を受けている場合は承認年月日及び承認文書番号を記入すること。
- 5 「進行率」欄は、申請年度末現在の進行率を記入すること。これ以前に工事時が完了している場合は 100%と記入すること。
- 6 単位未満の単数は切り捨てること。
- 7 調査経費は、「耐震診断経費」、「耐震点検経費」、「調査分析経費」をいう。
- 8 該当経費のない欄は記入不要。

(様式4別紙2)

工事費(工事費・実施設計費及び耐震診断経費又は調査分析経費)、
教育設備購入費又は安全対策設備購入費に係る支払状況

学校法人名		学 校 名	
法人所在地		学 校 所 在 地	

区分	工 事 費				実 施 設 計 費				教 育 設 備 購 入 費 又 は 調 査 経 費							
	事 業 経 費	円			事 業 経 費	円			事 業 経 費	円			事 業 経 費	円		
工 期 等	契 年 月 日	約 着 年 月 日	工 完 了 年 月 日		契 年 月 日	約 完 了 年 月 日			契 年 月 日	約 完 了 年 月 日			契 年 月 日	約 完 了 年 月 日		
支 払 状 況	支 年 月 日	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	費 目 名	支 払 日	支 払 金 額	支 払 金 額	支 年 月 日	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 年 月 日	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
		円					円				円			円		
	計	0 円			計		0 円		計		0 円		計		0 円	

- (注)
- 1 事業ごとに別様で作成すること。
 - 2 「完了年月日」欄は、報告書作成時点で未完了の場合は、完了予定年月日を()書きすること。
 - 3 「納入年月日」欄は、納品検査完了日(検査調書等の作成日)を記入する。
 - 4 「支払状況」欄は、未払額がある場合には、その支払予定額を()書きすること。
 - 5 調査経費は、「耐震診断経費」、「耐震点検経費」、「調査分析経費」をいう。
 - 6 該当経費のない場合は記入不要

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

知 事 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））の国の会計年度終了に伴う実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和 年度私立学校施設整備費
補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に
係る補助事業について、国の会計年度内に補助事業が完了しておりませんので、「補助金
等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 4 条の規
定により、別紙のとおり報告します。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

注：国の会計年度内に補助事業が完了しなかった事業（繰越の承認を受けた事業）につい
ては、当該様式により報告する。

別紙

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））の国の会計年度終了に伴う実績報告書

事業名	交付申請書記載 総事業経費 （うち補助対象） （円）	交付決定額 （円）
	円 （ 円）	円
	円 （ 円）	円
	円 （ 円）	円
	円 （ 円）	円

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人事務所所在地
学 校 法 人
理 事 長

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日文部科学大臣裁定）第 16 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金額（交付要綱第 15 条による額の確定額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
円

（注） 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(精算・概算) 請 求 書

都道府県会計管理者 殿

令和 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））を、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日文部科学大臣裁定）第 16 条の 3 の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円 也

学校法人名
理事長名

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先